

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係） （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p>（12） 乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 表示の省略</p> <p>食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品である。</p> <p>ア（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の）乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳</p> <p>イ（健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち）アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児（1 歳未満）を対象とした粉乳及び液状乳</p> <p>ウ（乳及び乳製品の成分規格等に関する<b>命令</b>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 38 項及び第 39 項に規定する）調製粉乳及び調製液</p>	<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係） （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p>（12） 乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 表示の省略</p> <p>食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品である。</p> <p>ア（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の）乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳</p> <p>イ（健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち）アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児（1 歳未満）を対象とした粉乳及び液状乳</p> <p>ウ（乳及び乳製品の成分規格等に関する<b>省令</b>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 38 項及び第 39 項に規定する）調製粉乳及び調製液</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>状乳</p> <p>エ 上記アからウまでに掲げる食品以外の場合において、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品</p> <p>④ （略）</p> <p>(14) （略）</p> <p>(15) 食品表示基準別表第 19 に定めるもの</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 生かき</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 採取水域に係る報告について</p> <p>(ア) 都道府県等が、自然環境等を考慮した上で採取水域の範囲及びその範囲を適切に表す名称を定めたときは、採取水域の範囲及びその範囲の名称を消費者庁<u>食品表示課</u>に報告すること。</p> <p>(イ) (ア)の採取水域の範囲及びその範囲の名称を変更する場合についても、消費者庁<u>食品表示課</u>に報告すること。</p> <p>⑥～⑬ （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>(生鮮食品)～(附則) （略）</p>	<p>状乳</p> <p>エ 上記アからウまでに掲げる食品以外の場合において、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品</p> <p>④ （略）</p> <p>(14) （略）</p> <p>(15) 食品表示基準別表第 19 に定めるもの</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 生かき</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 採取水域に係る報告について</p> <p>(ア) 都道府県等が、自然環境等を考慮した上で採取水域の範囲及びその範囲を適切に表す名称を定めたときは、採取水域の範囲及びその範囲の名称を消費者庁<u>食品表示企画課</u>に報告すること。</p> <p>(イ) (ア)の採取水域の範囲及びその範囲の名称を変更する場合についても、消費者庁<u>食品表示企画課</u>に報告すること。</p> <p>⑥～⑬ （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>(生鮮食品)～(附則) （略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別添 添加物関係 （略）</p> <p>別添 栄養成分等の分析方法等</p> <p>1 たんぱく質 （略）</p> <p>2 脂質</p> <p>（1）ゲルベル法</p> <p>①～④ （略）</p> <p>[注]</p> <p>1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する<u>命令</u>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に規定されている。</p> <p>2) （略）</p> <p>[参考文献] （略）</p> <p>（2）溶媒抽出－重量法</p> <p>1) エーテル抽出法</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>[注]</p> <p>1) ここに記載するもののほか、乳及び乳製品の成分規格等に関する<u>命令</u>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）ではバター及びバターオイルの乳脂肪分を石油エーテルで、マーガリン類の日本農林規格（昭和 60 年農林水産省告示第 932 号）ではマーガリンの油脂含有率をエーテルで直接抽出する方法等がある。</p>	<p>別添 添加物関係 （略）</p> <p>別添 栄養成分等の分析方法等</p> <p>1 たんぱく質 （略）</p> <p>2 脂質</p> <p>（1）ゲルベル法</p> <p>①～④ （略）</p> <p>[注]</p> <p>1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する<u>省令</u>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に規定されている。</p> <p>2) （略）</p> <p>[参考文献] （略）</p> <p>（2）溶媒抽出－重量法</p> <p>1) エーテル抽出法</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>[注]</p> <p>1) ここに記載するもののほか、乳及び乳製品の成分規格等に関する<u>省令</u>（昭和 26 年厚生省令第 52 号）ではバター及びバターオイルの乳脂肪分を石油エーテルで、マーガリン類の日本農林規格（昭和 60 年農林水産省告示第 932 号）ではマーガリンの油脂含有率をエーテルで直接抽出する方法等がある。</p>

改正後（新）						改正前（旧）					
2) ～ 9) (略)						2) ～ 9) (略)					
2) ～ 4) (略)						2) ～ 4) (略)					
5) 酸・アンモニア分解法						5) 酸・アンモニア分解法					
①～⑤ (略)						①～⑤ (略)					
[注]						[注]					
1) 別名 Schmid-Bondzski-Ratzlaff 法といい、酸分解法とレーゼゴットリーブ法を組み合わせた方法で、乳及び乳製品の成分規格等に関する <u>命令</u> （昭和 26 年厚生省令第 52 号）ではプロセスチーズなどに適用されている。						1) 別名 Schmid-Bondzski-Ratzlaff 法といい、酸分解法とレーゼゴットリーブ法を組み合わせた方法で、乳及び乳製品の成分規格等に関する <u>省令</u> （昭和 26 年厚生省令第 52 号）ではプロセスチーズなどに適用されている。					
6) (略)						6) (略)					
3 飽和脂肪酸及び不飽和脂肪酸 ～ 35 熱量 (略)						3 飽和脂肪酸及び不飽和脂肪酸 ～ 35 熱量 (略)					
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示						別添 アレルゲンを含む食品に関する表示					
第 1 ～ 第 3 (略)						第 1 ～ 第 3 (略)					
別表 1						別表 1					
特定原材料等の範囲						特定原材料等の範囲					
特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類	特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)						(略)					
乳	(略)					乳	(略)				
分類は食品衛生法 <u>乳等命令</u>						分類は食品衛生法 <u>乳等省令</u>					

改正後（新）		改正前（旧）	
に準じる牛乳 及びチーズを 含む		に準じる 牛乳及びチー ズを含む	
(略)		(略)	
別表 2～別表 3 (略)		別表 2～別表 3 (略)	
別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)		別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)	
別添 機能性表示食品		別添 機能性表示食品	
第 1 総論		第 1 総論	
1～5 (略)		1～5 (略)	
6 届出資料を作成するに当たっての留意事項 (略)		6 届出資料を作成するに当たっての留意事項 (略)	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 販売日の 60 日前までに消費者庁長官に届出が必要となることから、届出者たる食品関連事業者は、届出日の翌日を起算日として 60 日より前に販売することはできない。届出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 37 条の規定に基づき、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、その他届出の形式上の要件に適合している場合、当該届出が消費者庁 <u>食品表示課</u> に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。		(6) 販売日の 60 日前までに消費者庁長官に届出が必要となることから、届出者たる食品関連事業者は、届出日の翌日を起算日として 60 日より前に販売することはできない。届出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 37 条の規定に基づき、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、その他届出の形式上の要件に適合している場合、当該届出が消費者庁 <u>食品表示企画課</u> に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。	
(略)		(略)	
(7) (略)		(7) (略)	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第2～第3 （略）</p> <p>別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products （略）</p>	<p>第2～第3 （略）</p> <p>別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products （略）</p>